

福祉有償運送

バスやタクシーなどの公共交通機関を使っての移動が困難な方を対象に、NPO 法人などが営利と認められない範囲の料金で行う移送サービスです。

◆利用できる方

高齢者（要介護者等）や障害者の方で、他人の介助がないと移動が困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関などを利用することが困難な方で、実施団体へ会員登録した方が利用できます。

◆利用するには

福祉有償運送を利用するには、運行登録団体への会員登録が必要です。ご相談、団体への登録などについては、直接登録団体へお問い合わせ頂くか、役場健康推進課福祉係へお問い合わせください。

◆高野町運行登録団体

団体名	所在地	電話番号
社会福祉法人 高野町社会福祉協議会	伊都郡高野町大字高野山 26-8	56-2941

福祉有償運送の登録を希望する申請者は

1 運送主体

NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等の非営利法人であること

2 登録までの流れ

- (1) 申請に必要な書類を用意し、高野町福祉有償運送運営協議会事務局まで提出する
- (2) 高野町福祉有償運送運営協議会にて、運送の必要性、運送の対価等を協議し、合意を得る
- (3) 所管の運輸支局（高野町の場合、和歌山県運輸支局）に申請書を提出する。

《お問い合わせ先 高野町役場健康推進課 TEL 56-2933》